

## 日本における図書館・情報職員養成の問題点（西野一夫）

- 1) 図書館において司書は専門職として認知されているか
  - ・専任職員数の比率/司書有資格者の比率等（表1）
  - ・専門職採用を制度として行っている自治体が少ない。  
神奈川県内では、県および横浜、鎌倉のみ。
  - ・司書有資格者を配置しても、司書発令を行っている自治体は少ない。
  - ・現役司書講習派遣職員の問題
  
- 2) 図書館職員の専門性が認知されない理由
  - ・取得単位数の少なさ（20単位）/夏休みの講習3か月で取得可能（表2）  
国際レベルでは、アシスタントに相当か
  - ・図書館内においての専門的業務の内容が不明確  
「司書および司書補の職務内容」（昭和25年9月 文部事務次官通牒）の廃止（H10）
  
- 3) 図書館司書が真に専門職として社会的な認知を獲得するには
  - ・制度としての資質を高めること/精神論では太刀打ちできないことを悟ること  
(表3)
  - ・学士レベルに対応した資格単位のレベルアップ（表4）
  - ・分野別資格制度（公共，大学，専門，児童，学校，図書館経営）と  
「資格取得共通（1次）国家試験の実施」（現行司書補制度の廃止）
  - ・国会図書館職員採用の改革
  - ・職員再教育の充実
  
- 4) 専門職員認定制度の導入について
  - ・専門職として、社会的要請にこたえる実力を現に備えていることを保障する。
  - ・認定は図書館協会で行う。（名称は議論中）
  - ・経験年数、研修成果、論文審査が要件となる。
  - ・当面公共図書館職員むけに制度化し、対象範囲を広げる。
  - ・第1次、2次報告を受け、現在第3次検討チームで最終案を取りまとめ中。